

防衛省設置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。（第六条関係）

第二 自衛隊法の一部改正

一 統合作戦司令部を新設し、併せて陸上総隊司令官の指揮権に関する規定を整備すること。（第十条の

二、第二十一条の二、第二十一条の三及び第二十八条関係）

二 公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて自衛官として活用するため、自衛官を任期を定めた採用の対象に加えること。（第三十六条の二から第三十六条の五まで及び第四

十五条関係）

三 予備自衛官及び即応予備自衛官について、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できるとすること。（第六十八条及び第七十五条の八関係）

四 予備自衛官補の教育訓練の修了期限について、当該期限を延長することができる期間「一年」を「二年」に拡大すること。（第七十五条の十関係）

五 修学後、自衛隊に勤務しようとする者に対する学資金の貸与の対象範囲を拡大すること。（第九十八
条関係）

六 ドイツとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。（第八十
四条の五、第百条の十八及び第百条の十九関係）

七 共同の部隊の新編に伴い、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限並びに、船舶の
登録、船舶に必要な施設及び船舶のトン数の測度等を定めた関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦
者の資格及び遵守事項等を定めた法律の適用除外その他所要の規定を整備すること。（第九十一条及び
第百九条から第百十一条まで関係）

八 大湊地方隊を廃止すること。（別表第二関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正
任期を定めて採用された自衛官に対する俸給、号俸の決定基準等その他給与に関し必要な事項を定める
こと。（第四条、第五条、第六条の二、第二十二條の二及び第二十七條関係）

第四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、ドイツの軍隊を追加すること。（第三十三条関係）

第五 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正

国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事することができる業務に、装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務を追加すること。（第一条及び第二条関係）

第六 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正

武力攻撃事態及び存立危機事態に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備すること。（第一条及び第十八条関係）

第七 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正

海賊行為へ対処するため、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備すること。

（第八条関係）

第八 施行期日等

一 この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行

期日を定めること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第五条まで関係）